

検討の論点

<パーソナルデータの利活用>

(制度改正大綱)

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。

- 行政機関・独立行政法人等が保有するデータの利活用・商業利用へのニーズ
 - －行政機関等が保有するデータの類型化・カテゴリズの必要性
- 行政機関・独立行政法人等が保有するデータの提供の在り方
- 制度設計の基本的視点
- 基本法との整合性
- 行政機関等が保有するパーソナルデータの特異性
- 独立行政法人等が保有するパーソナルデータの扱い・情報の特性
- 行政機関等が民間等から受領したパーソナルデータの取扱い
- 国際的整合性
- 情報公開法との関係
- 行政機関個人情報保護法第 8 条（独立行政法人等個人情報保護法第 9 条）の考え方
- 自治体等のルールへの波及への考慮
- 利活用可能となり得るデータの範囲（個人識別性をなくすと利用価値が失われるようなデータの取扱い等）
- データの加工・提供の方法・手続
- データの加工方法（加工主体、低減の程度、安全確保措置等）
- 公益目的でのデータ提供
 - －医療情報の取扱い
- 低減データの提供先が遵守すべき規律内容（再特定禁止義務等）
- 行政機関等が民間等から低減データを受領する場合の規律内容
- 規定方法（ネガティブリスト方式、ポジティブリスト方式）

<パーソナルデータの保護対象>

(制度改正大綱)

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、保護対象の明確化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。

- 基本法との関係の整理
- 定義について
- 行政機関等における特定性低減データの考え方（「容易照合性」との関係）
- 個人の身体的特性に関するもの（指紋認識データ、顔認識データ等）の取扱い
- 上記以外（カード番号、メールアドレス、端末 ID 等）の取扱い
- 上記データに係る規律内容
- 機微情報（個人の資産状況、犯歴など特に機微性が高いデータ）の取扱い
- 民間委託先等における行政機関のデータの問題点
- 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の千人以上要件

<第三者機関の権限・機能等>

(制度改正大綱)

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータに関する調査・検討等を踏まえ、総務大臣の権限・機能等と第三者機関の関係について検討する。

- 第三者機関の体制・機能
- 総務大臣・各主務大臣と第三者機関の権限・機能等の整理